

## 養子離縁届

養子縁組の効果を将来に向かって消滅させる届協議離縁とは裁判によらず、当事者（養親・養子）が離縁することを決め、証人2名がこれを証するかたちで届出するものです。

調停、審判、判決は、家庭裁判所で成立、確定したもののことです（死亡している当事者との離縁は家庭裁判所の許可を得るものですが、これにはあたらず、協議離縁と同じく、証人2名が必要になります）。

なお、協議離縁の場合及び当事者の一方が死亡している場合の離縁については、証人2名以上（成年に達している者）が必要になります。証人がいないと届出は受理できません。

根拠法令	戸籍法第70条～第73条、民法第811条・第812条
届出期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議離縁：届出をした日から法律上の効力が発生</li> <li>・ 死亡している当事者との離縁：届出日から効力が発生</li> <li>・ 裁判離縁：調停成立日、審判・判決の確定日から10日以内</li> </ul> <p>※申立人、訴を提起した者から届出。</p>
届出地	養親または養子の本籍地、届出人の所在地
届出人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議離縁：離縁する当事者（養子及び養親）</li> <li>※養子が15歳未満である場合は、養親及び離縁後の法定代理人（親権者父母）。証人2名が必要です。</li> <li>・ 死亡している当事者との離縁（死亡養親又は死亡養子）：生存当事者</li> <li>・ 裁判離縁：申立人、訴を提起した者</li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届書：養子離縁届記入例は下記をご覧ください。</li> <li>※戸籍全部事項証明書の添付は不要となりました。</li> <li>協議離縁以外のときは、以下の書類が必要です。</li> <li>・ 調停離縁：調停調書の謄本</li> <li>・ 審判離縁：審判書謄本及び確定証明書</li> <li>・ 判決離縁：判決の謄本及び確定証明書</li> <li>・ 認諾離縁：認諾調書の謄本</li> <li>・ 和解離縁：和解調書の謄本</li> <li>・ 当事者の一方が死亡されている場合の養子離縁：離縁を許可する家庭裁判所</li> </ul>

	<p>の審判書の謄本及び確定証明書。証人2名。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑:養親及び養子それぞれ（養子が15歳未満のときには法定代理人の印鑑）※押印は任意です。押印する場合はお持ちください。</li> </ul>
そ の 他	<p>「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養子が離縁時に養親の戸籍にいる状態であれば、縁組をする従前の戸籍にもどることになります。もどる戸籍が除かれている場合は、新しい戸籍を編製します。この際にもどる戸籍が現存であっても、養子が任意で新しい戸籍を編製することもできます。ただし、協議離縁以外の種別で、届出人が養子ではない場合は、新しい戸籍を編製することはできません。また養子が婚姻解消をしていますが、婚姻の際に氏を改めている方で、筆頭者がお亡くなりになっている場合は、戸籍に変動がありません。</li> <li>・養子が婚姻中ではなく、戸籍の筆頭者である場合は、縁組を行う前の氏で新しい戸籍を編製します。</li> <li>・養子が婚姻中であり、かつ筆頭者の方が離縁を行う場合は、夫婦で新しい戸籍を編製します。筆頭者の配偶者が離縁をする、しないに関わらず新しい戸籍になります。</li> <li>・婚姻中の筆頭者の方の離縁の場合は、たとえ縁組を行う従前の戸籍が現存していても、もどることはなく、必ず新しい戸籍を編製することになります。</li> <li>・養子が婚姻中であり、かつ筆頭者ではない場合（筆頭者の配偶者である場合は、戸籍の変動はありません。</li> <li>・外国籍の者との養子離縁については、養親の本国法によることとされています。つまり養親が日本人の場合、日本の方式による離縁が可能です。</li> </ul>
関連の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離縁の際に称していた氏を称する届（戸籍法第73条の2届）：離縁後に縁組中の氏を称する場合（縁組前の氏に戻らない場合）に必要です。</li> </ul>
教 示	<p>養子離縁届の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。</p>

※この様式は令和4年4月1日からの様式です。

# 養子離縁届

令和4年4月1日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住 民 票	通 知	

よみかた 氏 名	養 子	
	養子 氏 名	養女 氏 名
生 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成 20年 10月 10日
住 所 (住民登録をしているところ)	埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 号	埼玉県春日部市中央 839 (丁目) 1 (番地) 号
	(よみかた) かすかべ はなこ (方書・マンション名) スカイハイツ303 世帯主の氏名 粕壁 花子	筆頭者の氏名 春日部 一郎
本 籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	父	母
	父 庄和 太郎 続き柄 母 粕壁 花子 続き柄 長 女	
離縁の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離縁 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 死亡した者との離縁 年 月 日許可の審判確定	<input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定
離縁後の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる <input type="checkbox"/> 養子の戸籍に変動がない (よみかた) かすかべ はなこ	埼玉県春日部市粕壁東 3 (丁目) 2 (番地) 号 筆頭者の氏名 粕壁 花子
届 出 人 署 名 押 印	印	印

届 出 人 (離縁する養子が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(様式任意。届出人全員の契印が必要)に書いてください。)		
資 格	離縁後の親権者 (□父 □養父) □未成年後見人	離縁後の親権者 (☑母 □養母) □未成年後見人
住 所	埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 号 (方書・マンション名)	埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 号 (方書・マンション名) スカイハイツ303
本 籍	埼玉県春日部市粕壁東 3 (丁目) 2 (番地) 号 筆頭者の氏名 粕壁 花子	埼玉県春日部市粕壁東 3 (丁目) 2 (番地) 号 筆頭者の氏名 粕壁 花子
署 名 押 印	粕壁 花子 印	粕壁 花子 印
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	昭和・平成 63年 12月 31日

※持参するもの 印鑑・本人確認ができるもの  
※調停の場合は調停調書の謄本、審判の場合は審判書謄本及び確定証明書を添付してください。  
※調停、審判の養子離縁届以外は、18歳以上の証人の方の署名、押印が必要です。

連絡先	電話 048 (736) 1111
	☎・携帯・勤務先・呼出

# 養子離縁届 (右側)

		養 親	
(よみかた) 氏 名 生年月日	かすかべ いちろう		
	養父 氏 春日部	名 一郎	養母 氏 名
	昭和 60年 10月 3日		年 月 日
住 所  (住民登録をして いるところ)	埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2(番地) 番 号		
	(よみかた) 方書・マンション名 スカイハイツ303 世帯主 の氏名 春日部 一郎		
本 籍  (外国人のときは 国籍だけを書い てください)	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 (番地)1 番		
	筆頭者 の氏名 春日部 一郎		
そ の 他			
届 出 人 署 名 押 印	養父 春日部 一郎 印	養母	印

証 人				
(協議離縁または死亡した者との離縁のときだけ必要です)				
署 押 生 年 月 日	甲野 竹男 印		甲野 梅子 印	
	昭和 14 年 5 月 6 日		昭和 18 年 2 月 15 日	
住 所	埼玉県春日部市中央 7		同左	
	(丁目) 2 (番地) 1 号		丁目 番地 番 号	
本 籍	埼玉県春日部市中央 7		同左	
	(丁目) 2 (番地) 1 番		丁目 番地 番	